



平成 28 年 7 月 27 日

各 位

会社名 サイバーステップ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 類
(コード番号 3810 東証マザーズ)
問い合わせ先 代表取締役社長 佐藤 類
(TEL 03-5355-2085)

社内調査委員会の「第一次報告書」受領に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 20 日付「平成 28 年 5 月期決算発表再延期のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社及び当社連結子会社において不明瞭な外部取引が行われ費用が過大に計上されている可能性のある事象が判明いたしましたことにつき、調査を依頼した外部の弁護士によって組成された社内調査委員会から本日第一次報告書を受領いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

第一次報告書の概要につきましては別紙のとおりでございます。

なお、社内調査委員会からは、平成 28 年 8 月末を目処に最終報告書を提出していただく予定であり、最終報告書につきましてもその概要を公表し、再発防止策を講じることといたします。

本件に関しまして、株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 社内調査委員会による調査報告書の内容

当社は、社内調査委員会に以下の外部取引契約について調査を依頼いたしました。なお取引相手の表記につきましては、社内調査委員会の第一次報告書にもとづきアルファベット表記とさせていただきます。

- (1)平成 27 年 6 月 11 日付け当社と A 社との当社の資本政策の立案、検討に関する支援等の業務委託契約
- (2)平成 27 年 7 月 15 日付け当社と B 社との当社の資本政策の立案に関するスキーム構築、アレンジメント業務に関するフィナンシャル・アドバイザー契約
- (3)平成 27 年 11 月 1 日付け当社と A 社との当社の資本政策の立案、検討に関する支援等の業務委託契約
- (4)平成 27 年 11 月 1 日付け当社と A 社との当社の経理及び財務業務におけるフロー再構築等の業務委託契約
- (5)平成 27 年 11 月 30 日付け当社と A 社との当社が検討する無償減資に関する実務支援等の業務委託契約
- (6)平成 28 年 1 月 19 日付け当社と B 社との当社の資金調達、及び資本の移動に関するスキーム構築、アレンジメント業務等のフィナンシャル・アドバイザー契約
- (7)平成 28 年 5 月 20 日付け当社と B 社との当社が金融機関に対して担保提供する金融資産の担保解除に関する実務支援のフィナンシャル・アドバイザー契約
- (8)平成 27 年 12 月 1 日付け当社連結子会社と A 社との当社連結子会社の所属する企業集団における株式上場・及び上場する株式市場の指定替えに関する実務支援等の業務委託契約

報告内容は、添付資料「第一次報告書」をご覧ください。

(なお、別添の第一次報告書中では、基本的に、関係者および取引先等の名称については、個人情報及び他社の営業に及ぼす影響等に配慮いただきたい旨の当社からの要請を踏まえ、アルファベット表記されております。)

2. 業績に与える影響について

社内調査委員会における本事案の調査結果にもとづき、上記契約の取引相手（第一次報告書中A社およびB社）より総額 28.5 百万円の返金を受けることになりました。それにより業績に与える影響額は、当社の支払手数料 24 百万円の減額修正、当社連結子会社の支払手数料 4.5 百万円の減額修正により、総額で 28.5 百万円となります。また、上記契約の一部については、当社ではなく当社役員が取引相手より役務提供を受けておりましたため、その部分についても減額修正すべく、精査を進めております。

本件に係る外部取引は平成 27 年 6 月から開始されておりますが、平成 28 年 5 月期の第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期における金額的な重要性がないため、平成 28 年 5 月期の第 4 四半期の財務諸表において当該取引を該当費目から減額修正し、未収入金といたします。また、それらの未収入金については、全額貸倒引当金を計上いたします。

3. 今後の対応

社内調査委員会による第一次報告書は、当社の依頼により、まずは監査法人から問題が指摘された契約の存否及び当該契約に基づく取引相手（第一次報告書中A社及びB社）の業務実態の有無に限定して調査をしていただいた結果に基づくものであり、今後、社内調査委員会において、当該契約締結に至る当社内部手続の履践状況等につき更なる調査を尽くしていただいた上で、本年 8 月末を目途に、発生原因の分析並びに同種事案の再発防止策の検討及び提言について最終報告書を提出していただくことになっており、最終報告書に基づき、再発防止策を講じることといたします。

以 上

社内調査委員会第一次報告書

(公表版)

サイバーステップ株式会社

代表取締役社長 佐藤 類 殿

平成28年7月25日

調査委員会

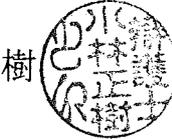
委員長 黒 澤 基 弘



委員 升 村 紀 章



同 小 林 正 樹



同 畑 田 正 彦



同 白 田 太 郎



本社内調査委員会（以下「当委員会」という。）の調査につき、下記のとおり報告を行う。

なお、本報告書は強制力を有さない当委員会が収集可能であった資料等によって認定した事実及びそれに基づく判断等について記載をしたものである。

記

第1 当委員会の構成

1 当委員会は、以下の5名で構成されている。

委員長 黒澤基弘（弁護士 黒澤・升村・小林法律事務所）

委員 升村紀章（同上）

同 小林正樹（同上）

同 畑田正彦（同上）

同 白田太郎（同上）

各委員の略歴は、以下のとおりである。

黒澤基弘	平成8年4月	東京地方検察庁 検事
	平成13年4月	弁護士登録（福岡県弁護士会）
	平成16年8月	第一東京弁護士会
	平成21年9月	黒澤法律事務所設立
升村紀章	平成19年9月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
	平成22年7月	黒澤法律事務所入所

小林正樹	平成9年4月	京都地方裁判所 判事補
	平成13年4月	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(出向)
	平成15年4月	東京地方裁判所 判事補
	平成16年4月	最高裁判所事務総局総務局付 判事補
	平成19年4月	宇都宮地方裁判所 判事
	平成22年4月	横浜地方裁判所 判事
	平成25年4月	函館地方裁判所 部総括判事
	平成26年2月	弁護士登録 黒澤升村法律会計事務所にてパートナーとして参画
畑田正彦	平成13年4月	日本生命保険相互会社
	平成24年12月	弁護士登録(第二東京弁護士会)
	平成25年5月	黒澤・升村・小林法律事務所入所
白田太郎	平成19年4月	日興コーディアル証券株式会社
	平成26年12月	弁護士登録, 黒澤・升村・小林法律事務所入所

2 いずれの委員も、サイバーステップ株式会社(以下「CS社」という。)との間に利害関係はないこと、調査範囲の決定、調査方法の選択、報告書の起案権が当委員会に専属していることなどの点において、当委員会は日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(平成22年7月15日策定・同年12月17日改訂)の内容に準拠して設立されている。

第2 当委員会設置の経緯

CS社は、同社の会計監査人であるアスカ監査法人より、CS社とA社との間で締結された業務委託契約（平成27年6月11日付け、同年11月1日付け及び同月30日付けの各業務委託契約）、CS社とB社との間で締結されたフィナンシャル・アドバイザー契約（平成27年7月15日付け、平成28年1月19日付け及び同年5月20日付け各フィナンシャル・アドバイザー契約）及びCS社の海外子会社であるCyberStep HongKong Limited（以下「CSHK社」という。）とA社との間で締結された平成27年12月1日付け業務委託契約等（以下、これらを総称して「対象契約」ともいう。）に関し、その契約締結過程や報酬金額等の適正性等について疑問を呈されたことから、対象契約の締結状況及び契約締結に至る経緯等及び対象契約締結に当たりCS社内において法令や定款等に基づく内部的意思決定がされた事実の有無を確認した上で、対象契約に関係した者の行為につき刑法等構成要件該当性の有無を確認するとともに、発生原因の分析並びに同種事案の再発防止策の検討及び提言を目的として、中立かつ公正な委員により構成される「社内調査委員会」を設立することを決定し、平成28年7月13日、当委員会の委員5名に対して当委員会の設置を依頼し、当委員会が設置されることとなった。

第3 当委員会の調査の目的及び対象等

- 1 以上のような当委員会設置の経緯を踏まえ、当委員会は、CS 社との協議に基づき、調査対象とする事実の範囲（以下「本調査スコープ」という。）を次のとおり決定した。
 - ① 対象契約の締結状況及び契約締結に至る経緯等の確認
 - ② 対象契約の締結に当たり、CS 社において、適用のある法令及び定款その他の内部規則に基づく内部的意思決定がされた事実の有無の確認
- 2 当委員会は、平成 28 年 7 月 13 日より、対象契約の締結状況や契約締結に至る経緯等につき、CS 社より提供を受けた各種資料の精査及び関係者に対するヒアリング等による調査（以下「本調査」という。）を開始した。

第4 社内調査委員会第一次報告書（以下「本報告書」という。）提出の経緯等

- 1 当委員会は、前記第3の2記載のとおり、平成28年7月13日に本調査を開始したが、CS社より、第16期定時株主総会の開催日及び有価証券報告書の提出期限が同年8月31日となっている関係上、まずは、対象契約の存否及び対象契約に基づくA社及びB社の業務実態の有無に限定して調査をした上、可及的速やかに上記調査結果の報告をされたい旨の依頼を受けた。
- 2 そこで、当委員会としては、本調査スコープのうち、対象契約の存否及び対象契約に基づくA社及びB社の業務実態の有無に限定した調査を先行させるとともに、CS社の上記依頼による調査期間が極めて限定されていることから、後記第5に記載した必要最低限の調査を実施した上、本日、その調査結果をまとめた本報告書を提出するものである。
- 3 このように、本報告書における調査結果は、限定された期間内において、限定された資料に基づき、調査スコープを絞って実施した調査に基づくものであるから、今後の更なる当委員会の本調査により変更又は修正される可能性があることに留意する必要がある。

第5 本報告書提出までの当委員会が実施した主な調査内容

当委員会が本報告書提出時点までに実施した主な調査内容は、CS社から提供を受けた対象契約に係る契約書や稟議書等の関係資料の精査（関係者間の電子メールのやり取りに関する資料の精査を含む。）に加え、次のとおりの委員会の開催及び関係者に対するヒアリングの実施である。

1 委員会の開催

- (1) 第1回委員会（平成28年7月13日）
- (2) 第2回委員会（同月20日）
- (3) 第3回委員会（同月25日）

2 関係者に対するヒアリングの実施

- (1) a氏（A社及びB社代表取締役）
 - ① 平成28年7月14日（於二重橋法律事務所会議室）
 - ② 同月20日（於黒澤・升村・小林法律事務所会議室）
- (2) b氏（前CS社取締役兼経営管理室室長）
 - ① 平成28年7月18日（於CS社本社役員会議室）
 - ② 同月21日（於二重橋法律事務所会議室）
- (3) c氏（CS社経営管理室経理担当）

平成28年7月22日（於CS社本社会議室）
- (4) d氏（CS社経営管理室室長）

平成28年7月22日（於CS社本社会議室）
- (5) e氏（CS社取締役）

平成28年7月22日（於CS社本社会議室）
- (6) f氏（CS社取締役）

平成28年7月22日（於CS社本社会議室）

第6 当委員会が調査によって認定した事実等

1 平成 27 年 6 月 11 日付け CS 社と A 社との間の業務委託契約

(1) 契約の成立

ア 契約の目的

CS 社と A 社との平成 27 年 6 月 11 日付け「業務委託契約書」によれば、当該契約における業務の内容は、①CS 社の資本政策の立案、検討に関する支援、②CS 社の連結子会社、関連会社等の戦略立案に関する支援、③CS 社に関連する資料の作成、アドバイザー業務とされており（第 2 条）、その報酬は 300 万円とされていた（第 7 条）。

そして、その業務の具体的内容は、関係者に対するヒアリングを始めとする当委員会の調査によれば、平成 27 年 8 月に開催された CS 社第 15 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）における支援業務等であったと認められる。

イ 契約の成立を証する証憑

当該契約については、CS 社において、平成 27 年 6 月 11 日付け「業務委託契約書」が保存されており、当該契約書の末尾には、CS 社と A 社の記名押印が認められる。

ウ 契約の成否について

当委員会の調査によると、当該契約は、CS 社の取締役であった b 氏と A 社の代表取締役である a 氏が協議の上で a 氏において原案を作成し、他方、b 氏が、CS 社内において、当該契約の締結に向けた稟議書を起案し、稟議書に CS 社代表取締役である佐藤類氏（以下「佐藤社長」という。）の承認印を得た上で、a 氏に対し、当該契約について佐藤社長の了承を得た旨を告げ、a 氏においても、この b 氏の言を信用した上で当該契約が締結されたものと認められる。

エ 結論

以上によれば、当該契約は、CS 社内における手続如何にかかわらず、有

効に成立したものと認められる（最高裁判所第三小法廷昭和 40 年 9 月 22 日判決・民集 19 卷 6 号 1656 頁参照）。

(2) 契約の履行状況

A 社は、本株主総会開催に当たり、招集通知等の必要書類を作成したほか、本株主総会開催に向けてシナリオを作成したり、リハーサルを行うなどし、CS 社が本株主総会を開催し、本株主総会を円滑に進行させるために必要な支援を実施した。

(3) 報酬額について

a 氏に対するヒアリング結果によれば、A 社が株主総会の支援業務を行う場合、その報酬額は、株主総会の事務局対応のみの場合には 50 万円程度、招集通知の作成に始まり株主総会開催のための事務全般の支援の場合には 200 万円ないし 300 万円に設定しているとのことであった。

2 平成 27 年 7 月 15 日付け CS 社と B 社とのフィナンシャル・アドバイザー契約

(1) 契約の成立

ア 契約の目的

CS 社と B 社との平成 27 年 7 月 15 日付け「フィナンシャル・アドバイザー・サービス契約書」によれば、当該契約における業務の内容は、A 社が CS 社の資本政策の立案に関するスキーム構築、アレンジメント業務に関しアドバイザー・サービス業務を提供するものとされており（第 1 条）、その報酬は 640 万円とされていた（第 5 条）。

そして、その業務の具体的内容は、関係者に対するヒアリングを始めとする当委員会の調査によれば、CS 社取締役であった佐藤社長、f 氏、g 氏及び e 氏らの保有する株式売却の支援業務であったと認められる。

イ 契約の成立を証する証憑

当該契約については、CS 社において、平成 27 年 7 月 15 日付け「フィナンシャル・アドバイザー・サービス契約書」が保存されており、当該契約書の末尾には、CS 社と B 社の記名押印が認められる。

ウ 契約の成否について

当委員会の調査によると、当該契約は、CS 社の取締役であった b 氏と B 社の代表取締役である a 氏が協議の上で a 氏において原案を作成し、他方、b 氏が、CS 社内において、当該契約の締結に向けた稟議書を起案し、稟議書に CS 社代表取締役である佐藤社長の承認印を得た上で、a 氏に対し、当該契約について佐藤社長の了承を得た旨を告げ、a 氏においても、この b 氏の言を信用した上で当該契約が締結されたものと認められる。

エ 結論

以上によれば、当該契約は、CS 社内における手続如何にかかわらず、有効に成立したものと認められる（最高裁判所第三小法廷昭和 40 年 9 月 22 日判決・民集 19 卷 6 号 1656 頁参照）。

(2) 契約の履行状況

B 社は、佐藤社長ら取締役に対し、その保有株式売却がインサイダー規制の対象とならないためのストラクチャーを考案・提案し、株式売却先としてファンド関連業務を行う会社を紹介し、佐藤社長ら取締役は、同会社との間で B 社が考案したストラクチャーに基づいて株式譲渡契約を締結し、株式の売却を実行した。

(3) 報酬額について

a 氏に対するヒアリング結果によれば、当該契約に基づく報酬金額は、B 社における従来の基準（株式売却金額の 5%）に従って設定したとのことであった。

3 平成 27 年 11 月 1 日付け CS 社と A 社との業務委託契約（佐藤社長個人保有株式売却支援業務を内容とするもの）

(1) 契約の成立

ア 契約の目的

平成 27 年 11 月 1 日付け CS 社と A 社との「業務委託契約書」によれば、本契約の目的は、①CS 社の資本政策の立案，検討に関する支援，②CS 社の連結子会社，関連会社等の戦略立案に関する支援，③CS 社に関連する資料の作成，アドバイザー業務とされており（第 2 条），報酬額は 400 万円とされていた（第 7 条）（以下「当初契約」という。）。

そして，その業務の具体的内容は，関係者に対するヒアリングを始めとする当委員会の調査によれば，佐藤社長が個人で保有する CS 社株式 12 万株の売却を支援する業務であったが，当該契約締結後，更に佐藤社長が保有する CS 社株式 18 万株の売却を支援する業務を内容とする追加契約が締結され，追加契約における報酬額は 387 万円と定められた（以下「追加契約」という。）。

イ 契約の成立を証する証憑

当該各契約のうち，当初契約については，CS 社において，平成 27 年 11 月 1 日付け「業務委託契約書」が保存されており，当該契約書の末尾には，CS 社と A 社の記名押印が認められる。

なお，追加契約については，契約書面等の存在が確認されていないものであるが，b，a 両名共にその存在を主張している。

ウ 契約の成否について

当委員会の調査によると，当該各契約は，CS 社の取締役であった b 氏と A 社の代表取締役である a 氏が協議の上で a 氏において原案を作成し，他方，b 氏が，CS 社内において，当該各契約の締結に向けた稟議書を起案し，稟議書に CS 社代表取締役である佐藤社長の承認印を得た上で，a 氏に対し，当該各契約について佐藤社長の了承を得た旨を告げ，a 氏においても，この b 氏の言を信用した上で当該各契約が締結されたものと認められる。

エ 結論

以上によれば、当該各契約は、CS 社内における手続如何にかかわらず、有効に成立したものと認められる（最高裁判所第三小法廷昭和 40 年 9 月 22 日判決・民集 19 卷 6 号 1656 頁参照）。

(2) 契約の履行状況

A 社は、佐藤社長に対し、その保有株式売却がインサイダー規制の対象とならないためのストラクチャーを考案・提案し、株式売却先としてファンド関連業務を行う会社を紹介し、佐藤社長は、同会社との間で A 社が考案したストラクチャーに基づいて株式譲渡契約を締結し、株式の売却を実行した。

ただし、佐藤社長は、当時の CS 社株式の価格が下落したことから、その判断により、売却を予定していた CS 社株式のうち 5000 万円分だけを売却し、その余の売却は中止した。

(3) 報酬額について

上記のとおり佐藤社長保有株式の売却が途中で中止されたにもかかわらず、CS 社から A 社に対しては、当初の予定どおりに報酬全額である 787 万円が支払われているが、この点につき、a 氏は、売却先の会社である C 社が上記ストラクチャーに基づき既に相当数の株式を売却しており、佐藤社長による株式売却中止指示により同社に損害が生じ、その損害を A 社において賠償する必要があったため、報酬全額を受領した、などと主張しているところである。

そこで、当委員会が上記損害賠償を実行したことを示す証憑の提出を a 氏にまずは要請したところ、同人から当委員会に対し、追加契約の報酬支払と近接した時期に A 社が上記 C 社関係者と称する者に対して 1000 万円を振り込んだことを示す資料が呈示されたところであるが、上記主張の真偽については更なる検討が必要と思料される。

4 平成 27 年 11 月 1 日付け CS 社と A 社との業務委託契約（決算書作成等支援業務

を内容とするもの)

(1) 契約の成立

ア 契約の目的

平成 27 年 11 月 1 日付け CS 社と A 社との「業務委託契約書」によれば、本契約の目的は、①CS 社の経理及び財務業務におけるフローの再構築、②CS 社の経理及び財務業務関連スタッフへの助言・指導、③CS 社に関連する資料の作成、アドバイザー業務とされており（第 2 条）、報酬額は業務時間 1 時間当たり 2 万円とされている（第 7 条）。

そして、その業務の具体的内容は、関係者に対するヒアリングを始めとする当委員会の調査によれば、CS 社の連結及び単体の決算書の作成及びその支援等の業務であった。

イ 契約の成立を証する証憑

当該契約については、CS 社において、平成 27 年 11 月 1 日付け「業務委託契約書」が保存されており、当該契約書の末尾には、CS 社と A 社の記名押印が認められる。

ウ 契約の成否について

当委員会の調査によると、当該契約は、CS 社の取締役であった b 氏と A 社の代表取締役である a 氏が協議の上で a 氏において原案を作成し、他方、b 氏が、CS 社内において、当該契約の締結に向けた稟議書を起案し、稟議書に CS 社代表取締役である佐藤社長の承認印を得た上で、a 氏に対し、当該契約について佐藤社長の了承を得た旨を告げ、a 氏においても、この b 氏の言を信用した上で当該契約が締結されたものと認められる。

エ 結論

以上によれば、当該契約は、CS 社内における手続如何にかかわらず、有効に成立したものと認められる（最高裁判所第三小法廷昭和 40 年 9 月 22 日判決・民集 19 卷 6 号 1656 頁参照）。

(2) 契約の履行状況

A社の代表取締役であるa氏は、当該契約に基づき、監査法人とのミーティングやCS社内での協議会に同席したり、A社において、CS社の決算書の作成のほか、決算短信や四半期報告書の作成、更には税理士によるCS社経営管理室に所属する社員に対する簿記の講習業務等を行った。

(3) 報酬額について

a氏に対するヒアリング結果によれば、当該契約に基づく報酬額である業務時間1時間当たり2万円という金額は、特に高いものではなく、A社におけるタイムチャージの単価は、業務時間1時間当たり2万円ないし3万5000円が中心とのことである。

ただし、a氏によると、当該契約に基づく報酬の請求については、CS社から委託を受けた別の業務に要した時間についても重複してCS社に請求していた可能性があるとのことであり、a氏からは、当該契約に基づきCS社からA社に対して支払われた報酬1800万円のうち、その25%に当たる450万円を返金する旨の申出があった。

5 平成27年11月30日付けCS社とA社との業務委託契約

(1) 契約の成立

ア 契約の目的

平成27年11月30日付けCS社とA社との「業務委託契約書」によれば、本契約の目的は、①CS社が検討する無償減資に関する実務支援、②CS社が検討する無償減資における会計関連書類、適時開示書類の作成実務支援、③CS社が検討する無償減資におけるスキームの提言、アドバイスとされ(第2条)、報酬額は350万円と定められている(第7条)。

イ 契約の成立を証する証憑

当該契約については、CS社において、平成27年11月30日付け「業務

委託契約書」が保存されており、当該契約書の末尾には、CS社とA社の記名押印が認められる。

ウ 契約の成否について

当委員会の調査によると、当該契約は、CS社の取締役であったb氏とA社の代表取締役であるa氏が協議の上でa氏において原案を作成し、他方、b氏が、CS社内において、当該契約の締結に向けた稟議書を起案し、稟議書にCS社代表取締役である佐藤社長の承認印を得た上で、a氏に対し、当該契約について佐藤社長の了承を得た旨を告げ、a氏においても、このb氏の言を信用した上で当該契約が締結されたものと認められる。

エ 結論

以上によれば、当該契約は、CS社内における手続如何にかかわらず、有効に成立したものと認められる（最高裁判所第三小法廷昭和40年9月22日判決・民集19巻6号1656頁参照）。

(2) 契約の履行状況

a氏は、b氏に対し、当該契約に基づき、無償減資による税制上のメリットやその手続について説明し、これを受けて、b氏が、CS社取締役らに対し、A社作成に係る資料とともに無償減資による税制上のメリットの説明及び無償減資の提案を行った。

その結果、CS社においては、平成28年6月22日付け定時取締役会において無償減資の実施を今後検討していく旨の決議がされたものの、本日時点で無償減資は実施されていない。

(3) 報酬額について

a氏に対するヒアリング結果によれば、当該契約に基づく業務と同様の業務を他の会計士等に依頼すれば、その報酬金額は50万円ないし80万円程度であり、そのような観点からすれば、当該契約に基づく報酬金である350万円は高額に過ぎるといわれてもやむを得ないとのことであるが、a氏としては、CS

社内の誰もが気付かなかった経費削減策を提案したという意味においてアイデア料が含まれているし、無償減資を実施した場合の外形標準課税の減額は年間 100 万円程度になると試算されるどころ、3 年半で当該契約に基づく 350 万円という報酬金を取り戻すことができるのであるから、不当な金額であるとは考えていないとのことであった。

ただし、a 氏からは、上記無償減資手続実施における一般的な報酬金額の水準を考慮し、当該契約に基づく 350 万円から 50 万円を差し引いた 300 万円について、A 社から CS 社に対して返金する旨の申出があった。

6 平成 28 年 1 月 19 日付け CS 社と B 社とのフィナンシャル・アドバイザー契約

(1) 契約の成立

ア 契約の目的

平成 28 年 1 月 19 日付け CS 社と B 社との「フィナンシャル・アドバイザー・サービス契約書」によれば、本契約の目的は、①CS 社の資金調達、及び資本の移動に関するスキーム構築、アレンジメント業務、②CS 社のライツ・オフリングに関する開示書類作成業務、③CS 社のライツ・オフリングに関する応答業務、④ライツ・オフリング時における株主及び投資家対応支援とされており（第 1 条）、報酬額は着手金等として合計 850 万円、成功報酬として調達金額等の 7%と定められている（第 5 条）。

イ 契約の成立を証する証憑

当該契約については、CS 社において、平成 28 年 1 月 19 日付け「フィナンシャル・アドバイザー・サービス契約書」が保存されており、当該契約書の末尾には、CS 社と B 社の記名押印が認められる。

ウ 契約の成否について

当委員会の調査によると、当該契約は、CS 社の取締役であった b 氏と B

社の代表取締役である a 氏が協議の上で a 氏において原案を作成し、他方、b 氏が、CS 社内において、当該契約の締結に向けた稟議書を起案し、稟議書に CS 社代表取締役である佐藤社長の承認印を得た上で、a 氏に対し、当該契約について佐藤社長の了承を得た旨を告げ、a 氏においても、この b 氏の言を信用した上で当該契約が締結されたものと認められる。

エ 結論

以上によれば、当該契約は、CS 社内における手続如何にかかわらず、有効に成立したものと認められる（最高裁判所第三小法廷昭和 40 年 9 月 22 日判決・民集 19 卷 6 号 1656 頁参照）。

(2) 契約の履行状況

B 社は、当該契約に基づき、b 氏及び CS 社顧問弁護士らとライツ・オフアリングの実現に向けた方策の検討、必要書類作成、関東財務局及び東京証券取引所との折衝等の業務を実施したものの、ライツ・オフアリングの成功には至らなかった。

(3) 報酬額について

a 氏に対するヒアリング結果によれば、ライツ・オフアリングの実現に向けた業務は、CS 社と東京証券取引所等との折衝に同席するなど業務量が非常に多くなることから、ライツ・オフアリングが成功しなかった場合においても着手金等として相当額を受領しておく必要があるとのことで、B 社においてはこのような取扱いが一般的であるとのことであった。

7 平成 28 年 5 月 20 日付け CS 社と B 社とのフィナンシャル・アドバイザー契約

(1) 契約の成立

ア 契約の目的

平成 28 年 5 月 20 日付け CS 社と B 社との「フィナンシャル・アドバイ

ザリー・サービス契約書」によれば、本契約の目的は、CS 社が金融機関に対して担保提供する金融資産の担保解除に関する実務支援業務とされ（第 1 条）、報酬額は、「(CS 社が) 担保解除を企図する金額の 7%」と定められている（第 5 条）。

なお、CS 社は、B 社に対し、上記報酬として、1750 万円（2 億 5000 万円の 7%）を支払った。

その業務の具体的内容は、関係者に対するヒアリングを始めとする当委員会の調査によれば、佐藤社長個人が銀行から借り入れている 3 億円につき、その担保として CS 社の定期預金が提供されていることから、当該担保の解除のために、佐藤社長個人の上記借入金の借換えをあっせんすることを内容とするものであった。

イ 契約の成立を証する証憑

当該契約については、CS 社において、平成 28 年 5 月 20 日付け「フィナンシャル・アドバイザー・サービス契約書」が保存されており、当該契約書の末尾には、CS 社と B 社の記名押印が認められる。

ウ 契約の成否について

当委員会の調査によると、当該契約は、CS 社の取締役であった b 氏と B 社の代表取締役である a 氏が協議の上で a 氏において原案を作成し、他方、b 氏が、CS 社内において、当該契約の締結に向けた稟議書を起案し、稟議書に CS 社代表取締役である佐藤社長の承認印を得た上で、a 氏に対し、当該契約について佐藤社長の了承を得た旨を告げ、a 氏においても、この b 氏の言を信用した上で当該契約が締結されたものと認められる。

エ 結論

以上によれば、当該契約は、CS 社内における手続如何にかかわらず、有効に成立したものと認められる（最高裁判所第三小法廷昭和 40 年 9 月 22 日判決・民集 19 卷 6 号 1656 頁参照）。

(2) 契約の履行状況

B社の代表取締役のa氏は、上記借換先を探し、福岡県北九州市に所在するD組合を見つけ、同組合に対して上記借換えを提案して了承を得るために同組合にたびたび赴き、CS社と同組合との上記借換えを巡る交渉を仲介するなどしたものの、結局は、CS社と同組合との間で借換金額等の条件について合意が成立せず、上記借換えは実現に至らなかった。

(3) 報酬額について

a氏に対するヒアリング結果によれば、当該契約に基づく報酬額の算定は、CS社と上記組合との借換えを巡る交渉において借換金額が2億5000万円とほぼ決定したことから、当該契約に基づいてその7%として算定したとのものであった。

しかし、a氏からは、上記組合からの借換えが実現しなかったことに鑑み、CS社からB社が受領した1750万円の報酬のうち、上記組合との交渉等に要した費用等として100万円を控除した1650万円をCS社に返還する旨の申出があった。

8 平成27年12月1日付け CyberStep Hong Kong Limited と A 社との業務委託契約

(1) 契約の成立

ア 契約の目的

平成27年12月1日付け CyberStep Hong Kong Limited (CS社の海外子会社。以下「CSHK社」という。) と A 社との「業務委託契約」によれば、本契約の目的は、①CSHK社の所属する企業集団における株式上場・及び上場する株式市場の指定替えに関する実務支援、②CSHK社の所属する企業集団における引受幹事証券会社、監査法人、証券代行機関との折衝等支援、③CSHK社の所属する企業集団における管理体制の構築、整備におけるアドバイザーリ

一業務、④上記①ないし③に関する資料作成実務支援とされ（第2条）、報酬は月額150万円と定められている（第7条）。

もともと、a氏及びb氏に対するヒアリング結果によれば、本契約は、実際には、CS社が上場している東京証券取引所マザーズから本則市場に移行するに当たって必要となるCS社の内部統制上の問題点の抽出及び改善等を主な業務とするものであり、契約主体をCS社ではなくCSHK社としたのは、当時、CSHK社で利益が出ていたため、CS社に関する費用をCSHK社に付け替えるためであったとのことである。

イ 契約の成立を証する証憑

当該契約については、CSHK社において、平成27年12月1日付け「業務委託契約書」が保存されており、当該契約書の末尾には、CSHK社とA社の記名押印が認められる。

ウ 契約の成否について

当委員会の調査によると、当該契約は、CSHK社の代表取締役であったb氏とA社の代表取締役であるa氏が協議の上でa氏において原案を作成し、他方、b氏が、CSHK社の代表取締役として当該契約を締結したものと認められる。

エ 結論

以上によれば、当該契約は、有効に成立したものと認められる。

(2) 契約の履行状況

A社は、当該契約締結から平成28年3月ころまでの間、当該契約に基づき、CS社における内部統制上の問題点を抽出する作業を実施し、問題点のリストを作成してb氏に提出するなどの業務を実施した。

しかし、a氏に対するヒアリング結果によると、A社は、平成28年4月以降、a氏が他の業務で多忙であったことから、当該契約に基づく業務を実施していなかったとのことである。

(3) 報酬額について

A 社は、当該契約に基づき、CSHK 社から月額 150 万円の報酬を受領し続けていたが、上記のとおり、平成 28 年 4 月以降は当該契約に基づく業務を実施していなかったことから、a 氏より、A 社が当該契約に基づいて CSHK 社から受領した報酬 1200 万円のうち 600 万円を返金する旨の申出がなされた。

第7 結論

以上のとおりであり、現段階までの当委員会の調査によれば、CS 社や CSHK 社と A 社及び B 社との間で締結された対象契約は、いずれも対外的には有効に成立したものと認められ、かつ、A 社及び B 社においては、対象契約に基づき一応の業務を実施していた実態も認められた。

ただし、前記 C 社に対する損害賠償の真偽等事実関係についても更なる調査、検討が必要である上、a 氏から A 及び B 社が受領した報酬の一部について返還する旨の申出がなされていることからすれば、対象契約で設定された報酬金額が妥当なものであったのか否か等についても、なお調査の必要があるといわざるを得ない。

また、当委員会としては、現段階までの調査結果に照らし、CS 社内部において対象契約の締結に当たり定款等の内部規則に基づく適正な承認手続がとられていたのか否かについても、今後徹底した調査を実施する必要があると考えている。

以上